

# 山形県森林審議会 議事録

- 1 日 時 平成 28 年 12 月 22 日（木）午後 10 時 00 分から午前 11 時 30 分
- 2 場 所 山形県自治会館 401 会議室
- 3 委 員 野堀嘉裕、秋野公子、阿部昭、大内理加、神田リエ、菊田正廣、  
小山勝子、佐藤景一郎、渋谷みどり、白壁洋子、内藤いづみ、  
西川晃、（成澤久美、舩渡川葉月）  
委員 14 人中 12 人出席 ※（ ）は、欠席委員
- 4 審 議

## **[事務局（司会）]**

大変お待たせいたしました。御案内の時間となりましたので、ただ今から「平成 28 年度第 3 回山形県森林審議会」を開会いたします。本日の進行役を務めます林業振興課課長補佐の菊地と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日の審議会は、成澤委員と舩渡川委員が所用により欠席となっておりますが、委員 14 名中 12 名の御出席をいただいておりますので、山形県森林審議会運営要綱第 3 条の規定により、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、審議会の開催にあたり、農林水産部 駒林 次長から御挨拶を申し上げます。

## **駒林農林水産部次長あいさつ**

## **[事務局（司会）]**

それでは、次第に従いまして議事に入りたいと思います。運営要綱第 4 条の規定により、議長を野堀会長にお願いしたいと思います。

## **<野堀会長>**

それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

本日の審議事項にあります、森林計画制度に基づく地域森林計画の樹立と変更が、この森林審議会において一番重要な審議事項になるものと考えておりますので、皆様方からの忌憚のない御意見をいただければと思います。

本日の議事ですが、審議事項としまして「地域森林計画の樹立及び変更について」と、「山形県松くい虫被害対策推進計画の策定について」の 2 件、報告事項 2 件となっております。

円滑な議事の進行に皆様の御協力をお願いいたします。

議事に先立ち、山形県森林審議会運営要綱第 5 条の定めによる議事録署名人を指名いたします。議事録署名人として、「小山勝子」委員、「佐藤景一郎」委員の御両名にお願

いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、次第の審議事項1から審議事項3までを、一括して審議したいと思います。  
事務局から説明をお願いします。

**□置賜森林計画区における地域森林計画の樹立について**  
**最上村山森林計画区における地域森林計画の変更について**  
**庄内森林計画区における地域森林計画の変更について**

**[事務局：土屋副主幹]**

「置賜森林計画区における地域森林計画の樹立（案）」、「最上村山森林計画区における地域森林計画の変更（案）」、「庄内森林計画区における地域森林計画の変更（案）」について説明。

**<野堀会長>**

ただいまの説明に関して御質問、御意見を伺いたいと思います。

**(白壁委員)**

置賜森林計画区における地域森林計画書 p. 25 の鳥獣害の防止に関する事項のイの鳥獣害の防止の方法に関する方針の中で、国の調査名だけでなく、県の森林研究研修センターで実施している調査名も記載していただいた方が良いと思います。

二つ目に、p. 27 のナラ枯れ被害対策の方針におけるナラ枯れ被害跡地の対応に関する表記で、「状況に応じて」とありますが、「なるべく早期に処置する」といった表記にした方が良いと思います。また、松枯れ被害地の対応のところの処置がどこに記載されていか解らなかったのを教えていただきたい。

三つ目に、p. 29 の第6計画量等で10年間の主伐量の総数 1,140 千 $\text{m}^3$ に対し人工造林を1,338ha実施する計画になっています。単位が異なっているため人工造林をどのように進めて行くのか解り難いので、単位を揃えてはいかがでしょうか。

**<野堀会長>**

ただいまの質問と意見に対し、説明をお願いします。

**[事務局：土屋副主幹]**

一つ目の御意見についてですが、森林研究研修センターが主体的に実施している調査ではありませんので、委託元のみどり自然課の方と調整を図りながら表記については、工夫させていただきます。

二つ目の御意見についてですが、当然、被害跡地の対策は、早期に行うことを前提としている訳ですが、ナラ枯被害地は急峻な所も多く早期に対応し難いことも想定しているため、「状況に応じて」と表記させていただいているところです。

三つ目の質問についてですが、全国的に定められた様式であるため解り難くなっています。

**[事務局：安達林業振興課長]**

松枯れ被害地の対応についてですが、p. 26 のアの松くい虫被害対策の方針に記載させていただいております。

**(白壁委員)**

被害跡地の処理のところに枯損木の処理が含まれているということでしょうか。

**[事務局：安達林業振興課長]**

樹種転換や伐倒駆除等の一連の作業の中に枯損木の処理が含まれているということで御理解いただければと思います。

**<野堀会長>**

他に御質問と御意見ございませんか。

**(菊田委員)**

先ほどの白壁委員の質問に関連してお聞きします。

置賜地域森林計画の p. 26 の計画量等で、針葉樹の主伐量が 72,600 m<sup>3</sup>で人工造林が 1,338ha となっていますが、針葉樹を伐採した林分は全て再造林をするのかというのが一つ目。

二つ目ですが、天然更新が 2,232ha とあり、おそらく不成績造林地等は天然更新しながら広葉樹化を図り公益的機能の高い森林に変えて行くということだと思っておりますが、将来的に針葉樹のように収穫する林分と全く手を加えない林分の割合を教えてください。

**[事務局：土屋副主幹]**

一つ目の御質問についてですが、人工林を主伐した箇所は、基本、再造林化を図っていきますが、先ほど説明させていただきましたが、不成績造林地等については、育成複層林として公益的機能の高い森林に誘導していく計画となっております。

二つ目の御質問についてですが、天然更新については針葉樹林だけでなく、広葉樹林の天然更新も含まれていまして、特に置賜の場合は広葉樹の資源が多いこともあり、他

の地域よりも天然更新の割合が多くなっているということです。

**(秋野委員)**

三つ質問させていただきたいと思います。

一つ目ですが、資料1の p. 3で、森林経営計画は、森林所有者等が自発的にたてる計画となっていますが、森林所有者は自分の森林を全て把握しているのでしょうか。

二つ目ですが、全国森林計画での主伐量 3,900 万 $\text{m}^3$ の目標達成年を5年先送りした理由を推していただきたい。

三つ目ですが、伐採後の再生林が進まない理由を教えてください。

**[事務局：土屋副主幹]**

一つ目の質問について回答いたします。森林経営計画は、森林所有者等が自発的にたてる計画となっていますが、本県においては、主に森林組合が森林所有者から経営の委託を受け森林経営計画を作成し、計画的に間伐や森林作業道等を整備している実態にあります。当然、森林組合に経営を委託する森林所有者の中には、森林を把握されていない方もおりますが、そうした場合でも森林組合が把握している場合がありますので、そうした方々から経営の同意を得ながら森林経営計画を作成しているところです。

二つ目の主伐量 3,900 万 $\text{m}^3$ の目標達成年を5年先送りした理由ですが、施業の集約化や効率的な作業システムの普及・定着等の遅れからによるものと国から説明を受けております。

**[事務局：齋藤森林ノミクス推進主幹]**

三つ目の再生林についてですが、本県の再生林率は2割～3割程度と低い状況になっております。再生林が進まない理由ですが、植栽してから伐採して収入を得るまでに50年から70年程度かかるうえ、今の木材価格だと伐って得られる収益から再生林してその後維持管理していくのに魅力がないためであるとか、植栽後の維持管理において子供や孫に負担をかけてしまうのではないかという心配があるとか、自分の後継者がきちっと維持管理していけるのかの見通しがたたない等の理由により再生林に踏み切れないと関係者から聞いております。

**(佐藤委員)**

置賜地域森林計画の p. 16 の公益的機能別施業森林の区分別の森林施業の方法に関する指針において、水源涵養機能維持増進森林での皆伐は長期化で60年、山地災害防止機能維持増進森林等での皆伐は長伐期施業でおおむね100年となっているが、市場原理における木材生産の視点からすると、長伐期施業でも70年から80年くらいのサイクルで循環していけるような施業の仕方を推進していただけると、時代にあった木材生産ができ

るのではと思うのですがいかがでしょうか。

**[事務局：土屋副主幹]**

ここの指針に示した林齢で必ず伐採しなければならないということではなく、公益的機能を維持して行くために長期伐期化を図って行くということです。

**[事務局：安達林業振興課長]**

公益的機能を持たせるには、多様な森林が必要であると考えているところです。一方、木材生産から見ますと本県では集成材工場ができたことでB材が必要になってきており、長伐期化した木材は太すぎてバーカーに入らないということも出てきますので、県としては集成材に限らず需要先に応じた適切な伐採を進めていきたいと考えております。

**(内藤委員)**

一つ目ですが、置賜地域森林計画の p. 2 のエのその他に森林ノミクスの観点を記載してはいかがでしょうか。

二つ目に、再生林が進まない問題点を打破することの対応についてはいかがでしょうか。

**[事務局：土屋副主幹]**

一つ目の御意見についてですが、地域森林計画書では、森林の資源計画という観点で整理させていただいており、政策的なことにつきましては、別途、山形県森林整備長期計画などで整理させていただければと思います。

**[事務局：齋藤森林ノミクス推進主幹]**

二つ目の再生林の推進につきましては、伐ったら植えることを原則に、それが定着化するような施策を山形県森林整備長期計画の方である程度スケジュール感を持って具体的に進めていく考えでおります。

**<野堀会長>**

他に御質問と御意見ございませんか。

**(大内委員)**

一つ目ですが、今回、全国森林計画に即して、鳥獣害の防止に関する事項が新たに追加されていますが、本県でのニホンジカによる被害の現状について教えていただきたい。

二つ目ですが、地域森林計画案で緩衝帯の整備を進めていきたいと記載がありますが、これまでやまがた緑環境税等を活用し実施してきた緩衝林整備の効果について教えていただきたいです。

三つ目ですが、地域森林計画案で農業被害対策と連携・調整を図りつつ被害対策を進めて行くに記載がありますが、防護柵を設置するには農業の方で必要となる市町村の被害防除計画が森林の方でも必要なのかどうかと、今後、農業の被害とどのような連携を図って行くのかを教えてくださいたいです。

#### **[事務局：土屋副主幹]**

ニホンジカの被害についてですが、全国的に植栽した苗木を食害するとか、苗木以外の周りの下草等も食べられるといった被害等が拡大しておりますが、本県ではまだそのような被害がない状況にあります。ただし、現在、目撃情報もあることから、今後、このような被害が懸念されることもあるということで、本計画計画に盛り込んでいるところでもあります。

緩衝帯と農業との連携についてですが、きちんと緩衝帯を整備すれば、クマやサル等が里山におり難くなり被害も少なくなりますし、農業の方との連携として農業側の電気柵の設置と森林側の緩衝帯等の森林整備を組み合わせれば、より効果的に被害を減らすことができると考えております。また、農業の方の被害対策会議にも参加させていただきながら情報を共有して森林の整備を進めていきたいと考えております。

#### **[事務局：鈴木森林保全主幹]**

ニホンジカが目撃情報について補足させていただきます。平成27年度の目撃情報件数は27件で、目撃情報の記録が残っている平成21年度以降一番多い件数となっております。目撃が集中している地域は、鶴岡を中心とした庄内地域、小国町を中心とした西置賜地域、尾花沢市を中心とする北村山・最上南部地域となっております。個体数が増えれば、目撃が多い地域ほど農林業被害が発生する可能性が高くなると懸念しております。

#### **(大内委員)**

今はまだ目撃も少ないニホンジカですが、今後、被害が広がらないように予防対策を進めていただければと思います。

被害防除計画につきましても後日いろいろと教えていただければと思います。

#### **<野堀会長>**

貴重な御意見ありがとうございました。

他に御質問、御意見ございませんか。

無いようですので、審議事項1から3号につきましては、県が実施するニホンジカ調査名を追加修正する案件がありますが、適当であると認めてよろしいでしょうか。

#### **(委員)**

－ 異議なし －

**<野堀会長>**

修正の件につきましては、私に一任させていただき、事務局と調整したのち答申させていただきますと思います。

**□山形県松くい虫被害対策推進計画の策定について**

**<野堀会長>**

続きまして、審議事項4（「山形県松くい虫被害対策推進計画の策定について」）を審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

**[事務局：鈴木森林保全主幹]**

「山形県松くい虫被害対策推進計画の策定について」説明

**<野堀会長>**

ただいまの説明に関して御質問、御意見を伺いたいと思います。

**(白壁委員)**

計画書 p.3 と説明資料 p.2 に記載されている地上散布は、遊佐町の外でも行っているのか、また、その実績を教えてください。

それから、p.5 の真ん中頃に土壌改良によって森林の生産力を回復させると記載がありますが、実際行っているのかをお聞きします。

それから、抵抗性マツの苗は、まだ研究状態なのかそれとも、いま市場に出回っていて十分に利用できる状態なのかをお聞きします。

**[事務局：鈴木森林保全主幹]**

地上散布ですが、p.8 から市町村別に防除方法を記載した表があり、天童市とか舟形町、長井市、ほか庄内地域でも地上散布を実施するとして計画を策定しております。

地上散布の実績ですが平成 27 年度におきましては、庄内地域で 215ha の地上散布を実施しております。

次に土壌改良についてですが、樹種転換後の計画として記載しておりますが、県内で土壌改良を行っている実績はありません。

**[事務局：齋藤森林ノミクス推進主幹]**

抵抗性マツの苗木につきましては、平成 26 年度に抵抗性の採種園を造成してござい

て、採種園を作って、定植してから種子を採取するまで5年かかりますので、平成30年度に採種できる見通しとなっております。実際に苗木を供給できるのは、その2～3年後になりますので、一応の目安としては平成33年度になると見込んでおります。

**<野堀会長>**

他に御質問等ございませんか。

**(神田委員)**

松くい虫の現状と防除についてはよくわかりました。p.5の(4)に松枯れ被害材の利用促進について記載してありますが、実際に被害材を木質バイオマス、ペレット等に利用しているということですが、今現在、どのようにどのくらい被害材が利用されているのか教えてください。

**[事務局：鈴木森林保全主幹]**

被害材の利用については、現在庄内海岸林では、平坦地であることから、被害材を搬出して実際利用しております。

平成27年における数字ですが、約12,000 m<sup>3</sup>の材を破砕して利用しており、5割を紙パルプ等の原料に、4割をペレットの原料に、残りの1割はチップパーにより現地で破砕して林内に散布しています。

**(神田委員)**

そうすると、林の中にそのまま放置されているということはないのでしょうか。

**[事務局：鈴木森林保全主幹]**

庄内海岸林以外の山間部では、通常の松くい虫の防除方法としては、伐倒・集積し、薬剤によりくん蒸し殺虫しております。そのため、被害材を利用できるのは、平坦地でかつ道路がある箇所に限られます。庄内海岸林以外では、なかなか利用まで行うことは難しいと思います。

**<野堀会長>**

他に御意見等ございませんか。

**<野堀会長>**

それでは、「山形県松くい虫被害対策推進計画の策定について」は適当と認めてよろしいでしょうか



**(委員)**

－ 異議なし －

**<野堀会長>**

山形県松くい虫被害対策推進計画の策定について」は、適当と認められました。

**□報告事項**

**<野堀会長>**

続きまして、報告事項に移ります。

はじめに、報告事項1（「林地開発許可について」）、事務局から報告をお願いします。

**[事務局：鈴木森林保全主幹]**

「林地開発許可について」報告

**<野堀会長>**

ただいまの報告に関して、御質問を受けたいと思います。

**<野堀会長>**

特に無いようでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。

**<野堀会長>**

続きまして、報告事項2（「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例について」）、事務局から報告をお願いします。

**[事務局：齋藤森林ノミクス推進主幹]**

「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例について」報告

**<野堀会長>**

ただいまの報告に関して、御質問を受けたいと思います。条例づくりの委員をされた方も中におられますが、コメントございませんか。

**<野堀会長>**

無いようですので、以上で報告事項を終了いたします。

## □その他

### <野堀会長>

次に、議事の「その他」に移りますが、委員の皆さんから話題提供や御意見などがあればお願いします。

### (阿部委員)

山形の森林はこれから利用期に入り伐採が始まる時期ですが、理想的な森林にするには大きなエネルギーが必要ですし、長期的な考え方も必要になってくると思いますので、しっかり政策を推進していただきたいと思います。

### <野堀会長>

他にございますか。

### (渋谷委員)

出羽庄内森林組合の渋谷です。

地域森林計画についてですが、今後の課題として再生林の推進もあると思うのですが、長伐期施業による間伐の推進とどのようにバランスを図り進めて行くかが難しい部分であると感じていますので、県と協力体制をとって突破口的なモデルを作って進めていければと思います。

松くい虫被害対策についてですが、松くい虫被害が終息傾向にあったのが、ここ2、3年で被害が拡大に転じていることに驚いているところですが、これまでの防除対策の努力が無駄にならないよう対策強化についてお願いしたいと思います。

### (西川委員)

国有林でも民有林同様に森林資源を管理し、資源の循環を図って行く必要があるという状況にあります。

国有林の方では特に低コスト化に向けた再生林を先駆的に試験的に今後も実施していき、民有林の方とも連携を図りながら森林・林業の進展に取り組んでまいりたいと思います。

ニホンジカ被害ですが、西日本では被害が凄く、ニホンジカの個体密度が高いところでは、下草はおろか落ち葉もとられ土壌浸食が起きている状況にあります。そういう面で山形県では、ニホンジカ対策が必要ないため再生林に取組みやすい環境にあるのかと思っております。また、被害対策も被害が深刻になりますとかなり努力が必要になりますので、被害が拡大する前に対策を講じて取組まれた方が良いかと思っております。

**(大内委員)**

松くい虫の被害ですが、庄内では防風林としての役割があるように、松の果たす役割が地域によって違いがある中で、松くい虫被害対策という観点だけでなく、観光として景観を守らなければならないという地域もありますので、今後、森林側と観光側との連携視点も持ち合わせてこの計画を進めていただければと思います。

**<野堀会長>**

他に無いようですので、これで本日の議事は全て終了いたします。委員の皆様の御協力に心より感謝し、議長の務めを終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上